

国立大学法人東京外国語大学ハラスメント調査委員会規程

平成21年 3月31日
規則 第39号

改正 平成27年 3月24日規則第118号

(趣旨)

第1条 本規程は、国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）規程第8条第3項に基づき、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定める。

2 本規程で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止のための指針（以下「指針」という。）の定義に従う。

(組織)

第2条 調査委員会は、個別の事案毎に4名の調査委員をもって組織する。

2 調査委員は、防止委員会規程第2条第2項9号に該当する委員及び相談室員の中から、防止委員会が指名する。ただし、当該事案に関与した相談員は除く。

3 調査委員は、申立人、被申立人及びその他の関係者の所属する部局等に配慮して委嘱されるものとする。

4 調査委員には、必要に応じて、防止委員会が選任する弁護士を委嘱することができる。

5 調査委員会には、調査委員の互選により、調査委員長を置く。

6 調査委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

7 調査委員長に事故あるときは、調査委員長があらかじめ指名した調査委員がその職務を代行する。

(任期)

第3条 調査委員の任期は、当該事案に係る任務が終了する時までとする。

(調査委員以外の者の出席)

第4条 調査委員会が必要と認めるときは、調査委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任務)

第5条 調査委員会は、ハラスメントに関して、防止委員会の委託に基づき、申立人、被申立人及びその他の関係者から直接事情を聴取し、事実調査を行う。

2 調査委員会は、調査結果に関する報告書を作成し、防止委員会に提出する。

(付添人の同席)

第6条 調査委員会は、申立人、被申立人及びその他の関係者が希望する場合、付添人（相談員、弁護士等）の同席を認めることができる。

2 付添人は申立人、被申立人及びその他の関係者に助言を行うことができる。ただし、原則として発言は認められない。

(調査期間)

第7条 調査委員会は、原則として、設置から3ヵ月以内に調査報告書を防止委員会に提出する。ただし、特段の事由がある場合、防止委員会は報告書の提出期限の延長を認める。

(調査の中止)

第8条 調査委員会は、調査開始後も申立人が申立て、または調査の希望を取り下げた場合、防止委員会の指示に基づき調査を中止する。

(調査委員の責務)

第9条 調査委員は、委員として知り得た情報（個人情報を含む）について、任期中・任期後にかかわらず、秘密として厳守しなければならない。

2 調査委員は、その職務に際して、個人の人格の尊重を旨とし、申立人、被申立人及びその他の関係者の名誉を守らなければならない。

3 調査委員は、調査に際して、二次被害を起こさないよう努めなければならない。

(調査委員の交代)

第10条 申立人または被申立人は、前条に違反する言動を理由に調査委員の交代を求めることができる。防止委員会は、相当の理由があると認める場合、調査委員の交代を行う。交代を行わない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(庶務)

第11条 調査委員会の庶務は、人事労務課が行う。

(雑則)

第12条 本規程に定めるもののほか、調査委員会の運営に関して必要な事項は、防止委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

1 国立大学法人東京外国語大学セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等人権侵害に関わるハラスメント調査委員会規程（平成19年規則第45号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。